

令和3年度

第60回 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会
議事録

令和4年2月17日（木）

第60回 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和4年2月17日(木)午後2時00分から午後2時28分

2 開催場所 愛媛県伊予市森甲121-3
愛媛県水産研究センター栽培資源研究所

香川海区 香川県高松市番町4-1-10
参集場所 香川県庁12階第6、7会議室(Web参加)

3 委員総数及び出席委員数

委員総数 12名
出席委員数 12名

4 出席者

(1) 委員

【香川海区】

会長 北尾登史郎
委員 宇山 哲司
委員 山口 豊
委員 岩田 英行
委員 大北 永吏
委員 嶋野 勝路

【愛媛海区】

会長代理 林 喜代行
委員 藤田 一也
委員 中山 達也
委員 田中 武繁
委員 竹ノ内 徳人
委員 喜田 ヒサ子

(2) 県

【香川県水産課】

課長(事務局長) 柏山 浩史
副主幹 龍満 直起
主任 益井 敏光

【愛媛県水産課】

課長(事務局長) 若下 藤雄
主幹(事務局次長) 谷川 貴之
係長 宇野 奈津子
東予地方局水産課係長 高島 景
東予地方局今治支局水産課長
木原 英輝
南予地方局水産課長 梶田 陽一郎

(3) 事務局

【香川海区】		【愛媛海区】	
事務局次長	大山 憲一	書 記	逢阪 和則
書 記	中山 博志	書 記	滝本 敦史
		書 記	莖田 峻希

(4) 傍聴者 なし

5 付議事項及びその結果

第1号議案 会長、会長代理の互選について

(結果) 前半の2年は、香川海区の北尾委員が会長、愛媛海区の林委員が会長代理となり、後半の2年はこれを交代することに決定した。

第2号議案 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程の改正について

(結果) 原案どおり決定した。

第3号議案 令和4年度における各種漁業の入会調整について

(結果) 原案どおり決定した。

6 議事の概要

大山次長（香川海区）

ただいまより、第60回愛媛・香川連合海区漁業調整委員会を開催いたします。

昨年4月に各県の漁業調整委員会委員の改選があり、新たな委員が決定しております。

会議の議長は会長が務めることとなっておりますが、今回の連合海区漁業調整委員会は、改選後の初委員会でありますので、会長、副会長が決まっておりません。

そこで、会長、副会長が決定するまでの議事の進行は、事務局が行わせていただきたいと思います。なお、慣例により改選後の事務は、前半の2年間は香川海区の事務局、後半の2年間は愛媛海区の事務局が務めることとなっておりますので、本日は香川海区事務局が担当させて頂きますので、よろしく申し上げます。

まず、当連合海区の委員定数は、委員会事務規程第3条の規定により、各海区から6名、計12名でございます。

本日は12名の委員さんをご出席でございますので、委員会事務規程第6条第1項の規定により、委員会が成立しておりますことをご報告します。

本来ですと会場であります伊予市で両連合海区の委員と両県の事務局が集まって開催すべきところですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、本日は香川海区の委員ならびに香川県の事務局一同、高松市の会場に集まり、インターネット回線をつないでWeb開催といたしましたのでご理解をお願いします。

それでは、開催県として愛媛県水産課の若下課長よりご挨拶をお願いいたします。

若下課長（愛媛県水産課）

愛媛県水産課長の若下でございます。

令和3年度愛媛・香川連合海区漁業調整委員会の開催にあたり、開催県を代表して、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、Web形式により委員会の開催となりましたが、愛媛、香川両県の委員の皆様には、何かとお忙しい中、当委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には、平素から、両県の円満な入漁につきまして格別のご尽力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり、燧灘は生産性の非常に高い重要な漁場であります。近年は、水産資源の減少や魚価の低迷に加えて、燃油の高騰、漁業就業者の減少・高齢化など、水産業を取り巻く情勢は依然にも増して大変厳しい状況となっております。

このため、愛媛県では、資源の増大を図るため漁場の造成に併せてキジハタなど高級魚の種苗放流に取り組むとともに、近隣県と連携して資源管理などの振興施策を積極的に進めており、特に香川県さんとは、サワラやカタクチイワシの資源管理に連携して取り組んでいるところでございます。

更に、沿岸漁業者の経営安定のためには、限られた漁場、漁業資源を効率的かつ持続的に利用する体制づくりも重要であり、香川・愛媛両県の漁業関係者の相互理解のもとに、円満な入漁調整が図られることが不可欠と考えております。

このような中、本日は、当委員会におきまして、令和4年度の両県における各種漁業の入漁隻数等についてご審議を頂くことになっております。

Web形式の会議ということでお互いの声などがわかりづらい場面があるかもしれませんが、委員の皆様方におかれましては、慎重なご審議と適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく申し上げます。

大山次長（香川海区）

ありがとうございました。本日は改選後初の委員会でございますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いします。愛媛海区からお願いします。

〔愛媛海区委員自己紹介〕

大山次長（香川海区）

続いて、香川海区からお願いします。

〔香川海区委員自己紹介〕

大山次長（香川海区）

ありがとうございました。なお、両県の水産課、海区事務局職員につきましては、資料2ページの名簿によって紹介にかえさせていただきます。

次に傍聴者について、本日、傍聴者は居ないことを報告させていただきます。

それでは早速議事に入らせていただきますので、ご協力方よろしくをお願いします。

まずは議事に先立ち議事録署名人を私の方から指名させていただきます。香川海区の宇山委員と愛媛海区の田中委員をお願いいたします。

それでは第1号議案「会長、会長代理の互選について」を上程いたします。

委員会規程第4条の規定により会長、会長代理は委員が互選することとなっておりますが、慣例に依りますと前半の2年間は会長は香川海区、会長代理は、愛媛海区が務め、後半2年間はそれぞれを交代して務めるということになっています。

これまでの慣例に従い、令和3年度及び令和4年度の2年間の会長は香川海区、会長代理は愛媛海区に、令和5年度及び令和6年度の会長は愛媛海区、会長代理は香川海区に交代して務めることでどうかと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

大山次長（香川海区）

では、そのように決定致します。それぞれの海区で決められている会長がおれば、ご報告をお願いします。

山口委員（香川海区）

香川海区は、北尾会長を推薦します。

藤田委員（香川海区）

愛媛海区は、林委員をお願いします。

大山次長（香川海区）

ただ今、ご報告がありましたとおり、令和3年度及び令和4年度の2年間の会長は香川海区の北尾委員、会長代理は愛媛海区の林委員で、令和5年度及び令和6年度の2年間の会長は愛媛海区の林委員、会長代理は香川海区の北尾委員と決定してよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

大山次長（香川海区）

ありがとうございました。委員の皆様方のご賛同をいただきましたので、第1号議

案「会長、会長代理の互選について」はそのように決定させていただきます。

それでは、これより会議の進行は、北尾会長にお願いいたします。北尾会長、議事の進行をお願いします。

北尾会長（香川海区）

ただ今選出された香川海区の北尾でございます。これから2年間会長を務めさせていただきます。微力ではございますが、精一杯務めさせていただきますので委員の皆様よろしくお願いいたします。

ご案内のとおり、昨年は新型コロナウイルスの感染拡大ということで当委員会も開催されませんでした。今年はこのような Web 会議形式ではございますが、開催できることになりました。開催県の愛媛海区の皆様御尽力に心からお礼申し上げます。

愛媛・香川の連合海区では、特段の懸案事項が無いということで昨年は開催されなかったということでございますが、お互いに顔を合わせることで信頼関係も醸成されると思いますし、将来的なトラブルの未然防止になると思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日の議事の進行につきましても円滑に進みますようよろしくお願いいたします。

それでは、林会長代理様にも御挨拶をいただきたいと思っております。

林会長代理（愛媛海区）

愛媛海区代表委員の林でございます。第22期の愛媛・香川連合海区漁業調整委員会におきまして前半2年間は会長代理として北尾会長の補佐を、後半2年間は会長を務めさせていただきます。微力ではございますが、愛媛・香川両県の漁業者にとって良い結果が導かれるよう努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

北尾会長（香川海区）

ありがとうございます。それでは早速議事に入ります。第2号議案「愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程の改正について」を上程します。香川海区から説明をお願いします。

中山書記（香川海区）

議案資料3ページをご覧ください。このたび改正しようとする規程の新旧対照表でございます。

主な改正事項は2つございまして、1つ目は本日の委員会のように、Web 会議にすることができるよう明記すること、2つ目は改正漁業法で規定された、連合海区委員会の議事録を公表することについてでございます。あと、「定むる」など古い言い回しの部分が数か所ございましたので、修正するものでございます。

Web 会議で委員会を開催することについては、規程第5条に第4項を新設し、「委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。」という規定を設ける案としております。

もう一つの議事録の公表については、第12条を改正し、「愛媛海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第10条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。」という案にしております。

議案資料の4から5ページは、改正後の規程全文の案をつけております。また、6ページには議事録を公表する根拠となる漁業法の該当規定を示しております。

ご説明は以上でございます。委員会事務規程の改正について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

北尾会長（香川海区）

香川海区から事務規程の改正について説明が終わりましたので審議に入ります。このことについて委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

なお、本日はWebでの開催でございますので、ご発言の際には、挙手のうえ、氏名を告げてからお願いいたします。

委員一同

意見なし。

北尾会長（香川海区）

ご意見なければ、これより採決に移りたいと思います。第2号議案「愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程の改正について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

北尾会長（香川海区）

異議なしということでございますので、第2号議案「愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程の改正について」は、原案のとおり決定させていただきます。

第3号議案「令和4年度における各種漁業の入会調整について」を上程します。最初に、香川海区から説明をお願いします。

中山書記（香川海区）

それでは資料の7ページ目について説明をさせていただきます。

香川海区から愛媛海区への入漁につきましては、瀬戸内海機船船びき網漁業については希望入漁数27統、漁業時期は5月15日から翌年1月15日、操業区域は仏崎から江の島東端見通し線以東の海面、ただし円上島高頂から大崎見通し線以北を除く、でございます。続きましてローラー吾智網については希望入漁数11統、漁業時期は従来の入漁区域については1月1日から12月31日で11隻、入漁拡張区域については5月1日から5月31日で6隻でございます。操業区域は高井神島北端と津波島北端を結ぶ線、弓削島クシ山と御代島西端を結ぶ線、魚島南端と横島を結ぶ線、明神島高頂と津波島南端を結んだ線及び津波島北端から高井神島北端見通し1,000メートル

ルの点と津波島南端から明神島高頂見通し 500 メートルの点を結ぶ線の 5 直線に囲まれた区域でございます。

続きましてさわら流網については希望入漁数 19 統、漁業時期は 4 月 1 日から 7 月 31 日と 9 月 1 日から 11 月 30 日、操業区域は燧灘海面（旧越智郡西部海面を除く）でございます。

続きまして小型機船底びき網については手繰第 2 種と手繰第 3 種がございます。希望入漁数は現有三豊市・観音寺市内の許可を有するもので漁業時期は 1 月 1 日から 12 月 31 日、操業区域は仏崎から魚島東端見通し線以東の海面、ただし禁止区域を除く、でございます。

右の欄にそれぞれの漁業の 3 年度実績を示しております。

令和 4 年度の希望は漁業種類、入漁数、漁業時期、操業区域ともに 3 年度と同様でございます。入漁協定表の説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

北尾会長（香川海区）

続いて、愛媛海区からの入漁希望について説明をお願いします。

逢阪書記（愛媛海区）

お手元の資料の 8 ページを御覧下さい。令和 4 年度の愛媛海区から香川海区への入漁協定の案をお示ししております。

左から 2 列目の入漁数の欄が 4 年度の希望数となっております。

瀬戸内海機船船びき網漁業については 17 統、さわら流網漁業が 7 統、さっぱ刺網漁業が 3 統、きす・かます刺網漁業が 10 統、かれい・こち刺網漁業が 6 統、かに建網漁業が 20 統、たい・はも・あなご延縄漁業が 13 統となっております。また、小型機船底びき網漁業につきましては、手繰第 2 種および手繰第 3 種漁業で、現有隻数の入漁希望となっております。

また、令和 4 年度の愛媛海区から香川海区への入漁希望数は、令和 3 年度の協定数と同じとなっており、操業期間、操業区域等につきましても、今年度と同一の内容となっております。

なお、令和 3 年度の許可実績は、同じ表の一番右端の列に示しております。

以上で、愛媛県から香川県への入漁協定表案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

北尾会長（香川海区）

以上で両県からの説明が終わりましたので審議に入ります。委員の皆様のご意見ご質問をお願いします。

委員一同

意見なし。

北尾会長（香川海区）

ご意見がないので、これより採決に移りたいと思います。第3号議案「令和4年度における各種漁業の入会調整について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

北尾会長（香川海区）

異議なしということで、第3号議案は原案の通り決定させていただきます。

最後にその他でございますが、何かございましたらお願いします。

宇野係長（愛媛県）

愛媛海区から香川海区へ入漁するかに建網漁業について、操業上のトラブルの防止のため、地元である伊吹漁業協同組合及び観音寺漁業協同組合と、入漁する愛媛県漁業協同組合川之江支所の間で、平成26年以降、毎年漁期前に操業方法等について事前協議を行ってきたところ、令和2年と令和3年については、新型コロナウイルス感染防止のため、やむを得ず開催を中止しておりますが、この間に、操業上のトラブルについては報告を受けてはいないことを報告させていただきます。

北尾会長（香川海区）

ありがとうございます。愛媛県の方から、かに建網の操業についてトラブルは無かったとの報告がございました。香川海区の岩田委員さん、何かありましたらお願いいたします。

岩田委員（香川海区）

今までは漁期前に、伊吹漁業協同組合の魚市場の2階で開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止のため昨年、一昨年はできませんでした。お互いの漁業者からトラブルの報告は受けておりません。

北尾会長（香川海区）

香川海区の方も、トラブルの報告は無いということでございます。

その他、何かございませんか。

委員一同

ありません。

北尾会長（香川海区）

特に無いようでございますので、これで第60回愛媛・香川連合海区漁業調整委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

（終了時刻：午後2時28分）

上記のとおり議事の顛末を記し、事実と相違ない
ことを証する。

令和4年2月17日（木）

議長

北尾 登史郎

議事録署名委員

宇 山 哲 司

議事録署名委員

田 中 武 繁